

《 商品説明書 》

2018年9月3日現在

商品名(愛称)	・決済用普通預金(無利息型)
ご利用いただける方	・個人・法人および各種団体のお客様
期 間	・定めはございません。
お預け入れについて (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	・随時お預け入れいただけます。 ・1円以上 ・1円単位
払い戻し方法	・随時払い戻しいたします。
利 息	・無利息となります。 ※有利息の普通預金を決済用普通預金へ切替えた場合、切替え前の普通預金の利息については、切替え前の普通預金の利息計算方法に従って計算し、切替え時に清算します。
税 金	—
手数料	・キャッシュカードによる払い戻し等に当たっては、店頭に掲示する手数料をいただく場合があります。
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・有利息の普通預金から無利息の決済用普通預金への切替えが口座番号の変更なくできます。 ・無利息の決済用普通預金から有利息の普通預金への切替えはできません。 ・切替えの場合、口座番号は変わりませんので、給与振込や年金のお受取り、公共料金等の自動振替の変更手続きは不要です。なお、切替えのお手続き時には、200円の収入印紙を1枚ご用意願います。 ・個人のお客様は総合口座による当座貸越ができます。 ※総合口座はおひとりさま1口座とさせていただきます。 ※未成年のお客様は、総合口座のご利用はできません。 <p style="margin-left: 40px;">貸越限度額 総合口座の他定期預金と合算した金額の90%以内で最高500万円まで 貸越利率 担保定期預金の約定利率+0.5%</p>
期日前解約時のお取扱い	—
金利情報の入手方法	—
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または地域創生室(9時～17時、電話:0120-114-156)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米法律相談センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会の相談センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記地域創生室にお申し出ください。</p> <p>なお、各相談センターに直接申し立ていただくことも可能です。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金は預金保険の対象商品であり、全額保護されます。 なお、決済用普通預金が総合口座として利用されている場合、総合口座貸越の担保となっている定期預金については、預金保険の対象商品として、同制度により保護される他の預金と合算して、1預金者あたり元本1,000万円とその利息が保護されます。